

著作物利用許諾契約書

宜野湾市商工会青年部(以下、「甲」という)と、宜野湾市消防本部(以下、「乙」という)とは、別紙添付のイラスト並びにロゴの著作物(以下、「本件著作物」という)の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(利用許諾)

甲は、乙に対し、本件著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

- 乙が管理する消防車両に表示すること
- 乙の活動を広報する目的で発行される印刷物への複製及び頒布並びにインターネットホームページ、SNS等において利用すること

第2条(著作権の帰属と権利処理の委任)

甲の有する著作権は甲に帰属し、乙に譲渡あるいは移転するものではないことを甲及び乙は確認する。

第3条(著作者人格権)

甲は、乙が本件著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本件著作物のサイズおよび色調の変更ならびに一部の切除をすることに予め承諾する。但し、乙は、これらの改変であっても、本件著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

- 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第4条(納入)

甲は乙に対し、別途定める期日までに、本件著作物を電磁的方法をもって乙宛に送付するものとする。

第5条(対価)

甲乙は、本契約に基づく一切の対価は無償であることを相互に確認する。

- 前項の規定にかかわらず、乙が本件著作物を使用し金銭的利益を得る活動を行うときには事前の協議によって対価を定める。

第6条(期間)

本契約の有効期間は締結日から令和6年3月31日とする。

- 前項の期間が満了する日の2か月前から1か月前の間に、当事者のいずれからも、相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。

第7条(解除)

甲または乙は、他の当事者が本契約あるいは個別契約の条項に違反したときには、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかの当事者にやむをえない特段の事情があるときは、相手方に対し、その旨を記載した書面を3か月前までに送付することで本契約を解除することができるものとする。

第8条(契約終了後の措置)

本件契約が終了したときは、乙は、本件著作物の利用をただちに停止し、本件著作物に関する表示物を速やかに回収し、甲の指示に基づき返還、処分、または廃棄するものとする。

第9条(秘密保持)

甲および乙は、本件契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本件契約の有効期間中および本件契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本件契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

第10条(権利義務譲渡等禁止)

甲および乙は、本件契約上の地位ならびに、本件契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

第11条(契約内容の変更)

本件契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第12条(協議事項)

本契約に定めのない事項、本契約の解釈について疑義が生じたときおよび本契約の変更については、甲および乙は信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図るものとする。

第13条(準拠法・合意管轄)

1 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2 本契約に関する法的紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

契約締結の証として、本件契約書2通を作成し、双方署名または記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市真志喜1丁目11-11

宜野湾市商工会青年部

印

乙 沖縄県宜野湾市野嵩677

宜野湾市消防本部

印